

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年7月31日

金 曜 日

第5550号

目次

規則

- | | |
|-----------------------|---|
| ○富山県会計規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○富山県医療法施行規則の一部を改正する規則 | 2 |

告 示

- | | |
|---|----|
| ○土地改良区の定款変更の認可 | 12 |
| ○2等陸・海・空士（任期制自衛官）の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称等 | |
| ○救急病院の認定 | 13 |
| ○指定公金事務取扱者の指定 | 14 |

公 告

- 開発行為の工事完了

正 誤

- 令和8年7月24日付け第5547号付け富山県告示 361号 15

規則

富山県会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第40号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 178 条各号列記以外の部分中「第 243 条の 2 の 8 第 1 項後段」を「第 243 条の 2 の 9 第 1 項後段」に改め、同条第 1 号中「第 243 条の 2 の 8 第 1 項第 1 号」を「第 243 条の 2 の 9 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 243 条の 2 の 8 第 1 項第 3 号」を「第 243 条の 2 の 9 第 1 項第 3 号」に改める。

第 179 条中「第 243 条の 2 の 8 第 1 項各号」を「第 243 条の 2 の 9 第 1 項各号」

に改める。

別表第7中「株式会社富山銀行」を「株式会社富山銀行 株式会社福井銀行」に、「株式会社北國銀行 株式会社福井銀行」を「株式会社北國銀行」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、令和8年8月1日から施行する。

(出 納 課)

富山県医療法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第41号

富山県医療法施行規則の一部を改正する規則

富山県医療法施行規則（平成11年富山県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「富山県知事の権限に関する事務の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）」を「富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）」に改め、「届出を除く。）」の次に「並びにオンライン診療受診施設に係る届出」を加え、「当該診療所又は助産所」を「当該診療所、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同項第8号及び第9号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 法第8条第2項の規定による届出書 オンライン診療受診施設設置届
(様式第9号の2)

第2条第1項第10号中「第4条又は」を「第4条第1項から第3項まで又は」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(10)の2 政令第4条第4項の規定による届出書 オンライン診療受診施設設置届
出事項変更届（様式第10号の2）

第2条第1項第12号中「による」の次に「病院（診療所、助産所）の休止（再開、廃止）に係る」を加え、同号の次に次の1号を加える。

- (12)の2 法第8条の2第2項又は第9条第1項の規定によるオンライン診療受診施設の休止（再開、廃止）に係る届出書 オンライン診療受診施設休止（再開、廃止）届（様式第12号の2）

第2条第1項第13号中「による」の次に「病院（診療所、助産所）開設者の死亡（失踪）に係る」を加え、「失そう」を「失踪」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (13)の2 法第9条第2項の規定によるオンライン診療受診施設設置者の死亡（失踪）に係る届出書 オンライン診療受診施設設置者死亡（失踪）届（様式第13号の2）

様式第7号中

「 薬 剤 師			
---------	--	--	--

を

「 薬 剤 師			
勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときは、その旨			該当・非該当

に改める。

様式第8号中「第8条」を「第8条第1項」に、

「 薬 剤 師			
---------	--	--	--

を

「 薬 剤 師			
勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときは、その旨			該当・非該当

に改める。

様式第9号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2（第2条関係）

オンライン診療受診施設設置届

年 月 日

厚生センター所長 殿

届出者住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話 ()

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。

名	称	
設	置	の
場	所	
建	物	の
構	造	概
要		造 階建
建	築	面
積	延	m ² 建 m ²
敷	地	の
面	積	m ²
(法人の場合)		
管理・運営責任者の氏名及び連絡先		
設	置	年 月 日

備考

- 届出書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - 敷地の平面図及び建物の平面図
 - 届出者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例の写し
- 車両を届け出る場合は、次のとおり対応してください。
 - 巡回する地区が複数ある場合は、届出はそれぞれ当該地区を管轄する厚生センターに提出してください。
 - 「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載してください。

- (3) 「建物の構造概要」の欄については、当該車両の車種、車名及び車両番号を記載してください。
 - (4) 「建築面積」及び「敷地の面積」の欄については、記載不要です。
 - (5) 敷地の平面図及び建物の平面図については、添付不要です。
-

様式第10号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同様式備考に次のように加える。

- (4) 定款、寄附行為又は条例を変更したときは、変更後の定款、寄附行為又は条例の写し

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2（第2条関係）

オンライン診療受診施設設置届出事項変更届

年 月 日

厚生センター所長 殿

届出者 住所
氏名〔 法人にあっては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名 〕

電話 ()

次のとおりオンライン診療受診施設設置届出事項の一部を変更したので、医療
法施行令第4条第4項の規定により届け出ます。

名 称		設置の場所	
管 理 ・ 運 営 責 任 者 の 氏 名			
変更年月日	年 月 日	設置届出年月日	年 月 日
変更事項	変 更 前	変 更 後	
変更の理由			

備考 届出書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 建物の構造概要、建築面積又は敷地の面積を変更したときは、変更部分の新旧が対照できる平面図
- (2) 定款、寄附行為又は条例を変更したときは、変更後の定款、寄附行為又は条例の写し

様式第12号の次に次の 1 様式を加える。

様式第12号の2（第2条関係）

オンライン診療受診施設休止（再開、廃止）届

年 月 日

厚生センター所長 殿

届出者 住所
氏名〔 法人にあっては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名
電話 （ ） 〕

次のとおりオンライン診療受診施設を休止（再開、廃止）したので、医療法第
8条の2第2項（第9条第1項）の規定により届け出ます。

名 称			
設 置 の 場 所			
設 置 届 出 年 月 日	年 月 日	管理・運営責任 者の氏名	
休止（再開・廃止） の年月日	年 月 日		
休止の場合は、その 予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
休止（再開・廃止） の理由			

様式第13号中「失そう」を「失踪」に、

「」

を

「

年 月 日

」

に改め、同様式の

次に次の1様式を加える。

様式第13号の2（第2条関係）

オンライン診療受診施設設置者死亡（失踪）届

年 月 日

厚生センター所長 殿

届出義務者（続柄） 住所
氏名

次のとおり設置者が死亡した（失踪の宣告を受けた）ので、医療法第9条第2項の規定により届け出ます。

名 称		設置の場 所	
設置者の氏 名		設置者の 住所	
設置届出年月日	年 月 日		
死亡（失踪）の年 月日	年 月 日		

備考 この届出は、戸籍法（昭和22年法律第 224号）の規定に基づく死亡又は失踪の届出義務者が行い、届出義務者であることを証明する書類を添付してください。

2 試験期日

- (1) 在宅のまま受験できる Web 試験（筆記試験、適性検査）

令和8年8月23日（日）～令和8年8月25日（火）

（予備日8月26日（水））

- (2) 身体検査及び口述試験

令和8年8月29日（土）

3 受付締切日

令和8年8月13日（木）

4 試験場の位置及び名称

- (1) 身体検査

石川県金沢市野田町1番8号 陸上自衛隊 金沢駐屯地

- (2) 口述試験

富山県富山市赤江町1番7号 富山県中小企業研修センター

5 郵送及び問合せ先

〒930-0856

富山県富山市牛島新町6番24号

自衛隊富山地方協力本部 募集課

電 話（076）441-3271（代）

F A X（076）441-3271

富山県告示第369号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年7月31日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	所在地	開設者	認定有効期間
----	-----	-----	--------

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
砺波市太郎丸290番1、 293番1及び294番1			石川県金沢市森戸一 丁目166番地	第一電機工業 株式会社

~~~~~

正 誤

~~~~~

令和8年7月24日付け第5547号付け富山県告示 361号「建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱」中

頁	行	誤	正
31	上から 3	(令和 8 年富山県告示第 361号。 以下「建設告示」という。)	(令和 8 年富山県告示第 <u>360</u> 号。 以下「建設告示」という。)

